

障害福祉サービス事業者等の 届出等に係る留意事項について

～R7年度当初の届出について～

仙台市障害福祉サービス指導課



仙台市障害福祉サービス指導課です。

本講義では、障害福祉サービス事業者等の届出等に係る留意事項の中の「年度当初の届出」について、説明します。

目次

1. はじめに
2. 「年度当初の届出」について
3. 対象となる基本報酬・加算
4. 届出の留意事項について
5. 「年度当初の届出」の様式について
6. 「年度当初の届出」に関する問い合わせ先



2

本講義では、こちらの項目に沿って、ご説明します。

1. はじめに

本講義では、介護給付費等に係る届出のうち、「年度の初めに必要となる届出」について説明

講義内では、「**年度当初の届出**」として表記、説明します。
本講義内で説明する内容については「**令和7年度**」の届出を対象

それ以外の体制に係る変更の届出や各種加算に関する届出等については、**令和6年第1回集団指導「障害福祉サービス事業者等の届出等に係る留意事項について」**の講義資料を参照



3

1. はじめに

本講義では、介護給付費等に係る届出のうち、「年度の初めに必要となる届出」について説明します。

講義内では「年度当初の届出」として表記、説明します。なお、本講義内で説明する内容については、「令和7年度」の届出を対象としています。

また、講義内での説明内容については、仙台市独自のものが含まれています。

それ以外の体制に係る変更の届出や、各種加算などの介護給付費等に関する届出等については、令和6年第1回集団指導「障害福祉サービス事業者等の届出等に係る留意事項について」の講義資料を参照してください。

2. 「年度当初の届出」について

「年度当初の届出」とは？

前年度の実績を用いて算定する基本報酬の算定区分や加算については、毎年度届出が必要となる。



年度の初めに届出が必要となる介護給付費等の届出について、「年度当初の届出」といいます。（仙台市では）



4

2. 「年度当初の届出」について 説明します。

前年度の実績、例えば平均利用者数などを用いて算定する、基本報酬の算定区分や加算については、毎年度市への届出が必要となります。

この年度の初めに届出が必要となる、介護給付費等の届出のことを仙台市では「年度当初の届出」といいます。

「年度当初の届出」の特例について

通常、給付費等の算定の場合「前月の15日まで」が×切※1
各年度の実績を用いて算定するものについては、3月末日で
数値が確定するため「前月の15日まで」の提出ができない…

**特例的に、前年度の実績を用いて算定する基本報酬
や加算等については、算定月（4月）の15日までの提
出でOK※2**

※1 処遇改善加算等を除く

※2 締切等は自治体により異なる場合があります。

5



続いて、「年度当初の届出」の特例について説明します。

通常、給付費等の算定の場合、市への届出は処遇改善加算等を除き「前月の15日まで」の提出をご案内しています。

スライド4での説明のとおり、各年度の実績を用いて算定する報酬や加算等については、毎年度市へ届出する必要がありますが、各年度の実績については、年度末の3月末日で数値が確定するため、「4月1日から算定するための「前月の15日まで」の提出」ができません。そこで、特例的に前年度の実績を用いて算定する基本報酬や加算等については、算定月の4月15日までの提出としたものが年度当初の届出の特例となります。

また、年度当初の提出期限等については、宮城県や他自治体と異なる場合がありますので、提出先の指定権者のご案内をご確認するようにお願いします。

3. 対象となる基本報酬・加算

①「基本報酬」の算定区分に係る届出

以下のサービスを提供している事業所は、**前年度から報酬区分に変更がない場合でも届出が必要です。**（就労系サービス及び地域移行支援の一部を除く）



3. 対象となる基本報酬・加算について説明します。

年度の初めに必要となる届出、「年度当初の届出」において、基本報酬の算定区分に係る届出が必要となるサービスは次のとおりです。

療養介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援が対象となります。

以上のサービスを提供している事業所については、前年度から報酬区分に変更がない場合でも必ず届出が必要となります。

ただし、就労系サービス及び地域移行支援の一部を除きます。

詳細は、3月上旬頃発出の通知をご確認願います。

②前年度実績の届出が必要な加算

前年度から区分・要件に変更がない場合でも必ず届出が必要

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ○人員配置体制加算 | ○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅰ・Ⅱ |
| ○高次脳機能障害者支援体制加算 | ○就労移行支援体制加算 |
| ○重度障害者支援加算（施設入所支援（Ⅰ）） | |
| ○夜勤職員配置体制加算 | ○地域移行支援体制強化加算 |
| ○通勤者生活支援加算 | ○夜間支援等体制加算（Ⅰ・Ⅱ） |
| ○移行準備支援体制加算 | ○重度者支援体制加算 |
| ○目標工賃達成加算 | ○目標工賃達成指導員配置加算 |
| ○就労定着実績体制加算 | ○看護職員加配加算 |

7



続いて、前年度実績の届出が必要となる加算について説明します。

こちらについては、スライド6で示したサービス以外の事業所においても、加算を取得する場合は届出が必要となります。

対象となる加算は次のとおりです。

人員配置体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅰ・Ⅱ、高次脳機能障害者支援体制加算、就労移行支援体制加算、重度障害者支援加算（施設入所支援（Ⅰ））

夜勤職員配置体制加算、地域移行支援体制強化加算、通勤者生活支援加算、夜間支援等体制加算（Ⅰ・Ⅱ）、移行準備支援体制加算、重度者支援体制加算、目標工賃達成加算、

目標工賃達成指導員配置加算、就労定着実績体制加算、看護職員加配加算

これらについては、前年度から区分・要件に変更がない場合でも必ず届出が必要となります。

また、新たに加算を算定される場合も同じく市への届出が必要です。

4. 届出の留意事項について

3月上旬頃に法人あてにメールで届出に関する通知を発出予定。提出期限や提出方法、対象となる届出について記載があるためよく確認すること。

①「基本報酬」の算定区分に係る届出、②前年度実績の届出が必要な加算

「年度当初の届出」提出期限（①・②いずれも）

令和7年4月15日（火）必着



4. 届出の留意事項について説明します。

「年度当初の届出」については、3月上旬頃に法人宛てにメールにて届出に関する通知を発出する予定です。

通知には、届出の提出期限や提出方法、対象となる報酬、加算等について、記載があるためよく確認をしてください。

また、スライド6及び7で説明した、対象となる基本報酬や加算等の届出については、令和7年4月15日必着の提出期限を予定しています。

提出が遅れると4月1日からの加算の算定ができない等、事業所運営に多大な影響を与えることもありますので、提出期限は必ず守っていただくようお願いします。

その他の加算の提出期限について（年度当初の届出以外）

「年度当初の届出」の対象となる基本報酬や加算以外の給付費の算定に係る届出は、



通常どおり前月15日までの提出期限※

（4/1から算定の場合3/15（R7は3/14））

※処遇改善加算等を除く

例）福祉専門職員配置等加算、〇〇職員配置体制加算など
（前年度実績の届出が必要な加算として例示した加算以外）

前月の15日までの提出がされないと翌月からの
算定ができません！



9

続いて、その他の加算の提出期限について説明します。

スライド6及びスライド7で説明した、「年度当初の届出」の対象となる基本報酬や、加算以外の給付費の算定に係る届出については、通常どおり前月15日までの提出期限となります。

例えば、福祉専門職員配置等加算や、職員の配置体制に係る加算など、スライド7で前年度実績の届出が必要として例示した加算以外が対象となります。なお、体制が変わり加算が算定できなくなった場合や、取得している加算の区分が変更となる場合は提出が必要ですが、配置している職員が変更となったが、加算の要件に変更がない場合などは届出は不要です。

また、令和7年度は、4月1日から算定したい場合、3月15日が土曜日のため、前開庁日の3月14日金曜日までが届出期限となります。

通常通り前月の15日までの提出がされないと、翌月からの算定ができませんのでご注意願います。

「年度当初の届出」 提出方法について①

郵送または窓口持参

消印の日付ではなく、当課で収受した日付での処理となる。

【郵送先】

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

障害福祉サービス指導課 あて

10



続いて、「年度当初の届出」の提出方法について説明します。

年度当初の届出については、原則 郵送または窓口持参での提出をお願いします。

また、郵送の場合消印の日付ではなく、当課で収受した日付での処理となります。

郵送先は、障害福祉サービス指導課宛となります。住所は記載のとおりです。

「年度当初の届出」 提出方法について②

メールでの提出 **(必ず以下のアドレスに送付してください)**

【送付先】

- ① shitei_shougai@city.sendai.jp (青葉区・泉区の事業所)
- ② shitei_shougai02@city.sendai.jp (宮城野区・太白区・若林区の事業所)

「年度当初の届出」以外のもの（お問い合わせ等）は送らない
ください。

- メール件名 「年度当初の届出について」
- 届出書及び添付書類一式を **1つのPDFファイルにして1つに
まとめた上で送付**をお願いします。

11



続いて、郵送では提出期限に間に合わないなどの、やむを得ない事情等によりメールで届出を提出する場合について説明します。

年度当初の届出については、原則郵送または窓口持参をお願いしておりますが、メールで提出する場合は表記のアドレス宛て送付をお願いします。事業所の所在区によって、提出先が分かれています。区をまたいで複数の事業所を運営している場合においても、それぞれの提出先へ送付をお願いします。

両方のアドレスに送付したり、他のアドレスに送らないようお願いします。

また、メールの件名は「年度当初の届出について」としてください。

届出書及び添付書類一式を、1つのPDFファイルにして1つにまとめた上で送付をお願いします。

また、ZIPファイルはファイルの解凍がうまくできない場合がありますので、ZIPファイルでの送付はしないでください。

ファイルのPDF化ができない場合は、通常どおり郵送又は窓口持参でのご提出をお願いします。

また、掲載しているメールアドレスには、問合せなど、届出書以外のものは送らないようお願いします。

「年度当初の届出」 審査について①

○提出のあった届出については、順次確認をします。

○修正依頼等への対応について

- 書類修正や追加提出の依頼があった場合は、電話またはメールで連絡します。
- 指定された期日と方法で、書類の修正や差替えをお願いします。
- 定期的にEメールの受信確認を（1日1回等）



12

続いて、「年度当初の届出」の審査について説明します。

提出のあった届出については、障害福祉サービス指導課にて順次確認を行います。

書類修正や届出の内容確認が必要な場合は、当課から電話又はメールにて連絡をします。

市から修正の依頼があった際は、指定された期日と方法で、書類の修正や差替え等の対応をお願いします。

メールで依頼する場合がありますので、1日1回程度、定期的に事業所のEメールの受信確認をお願いします。

また、年度当初の届出に限らずですが、書類の差替え等をメールでする場合、書類のみをメールに添付して送付するのではなく、

「事業所名」、「担当者」、「何の届出の差替えなのか」が分かるように明記し、提出をお願いします。

年度当初の届出 審査について②

○4月分の給付費の請求について

- 4月中に市から書類修正等の連絡がない場合、4月分の請求に関しては、届出の内容どおりに行っていただいて構いません。
- 修正等のご依頼があった場合、修正後の内容で請求を行ってください。



13

続いて、4月分の給付費の請求についてです。

4月中に市から書類修正等の連絡がない場合、4月サービス提供分の請求に関しては、年度当初の届出の内容どおりに行っていただいて構いません。
修正等のご依頼があった場合、修正後の内容で請求を行ってください。

5. 「年度当初の届出」の様式について

仙台市ホームページ

仙台市トップページ > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業者等の指定・変更等の申請・届出について > 障害福祉サービス事業者等の体制等の変更に
ついて



**必ず市ホームページからダウンロードし、
最新の様式を使用してください！**

14

5. 「年度当初の届出」の様式について 説明します。

「年度当初の届出」に関する届出の様式については、仙台市ホームページに掲載しております。

様式が変更となっている場合がありますので、必ず市ホームページからダウンロードし、最新の様式を使用してください。

古い様式で提出された場合に、書類の差替えを求める事例が多くありますのでご注意ください。

6. 「年度当初の届出」に関する問い合わせ先

【問合せ先】

仙台市障害福祉サービス指導課（市役所本庁舎 6 階）

電話

022-214-6141 又は 022-214-8743

営業時間

平日 午前8時30分～午後 5 時15分まで
（正午から午後 1 時までを除く）



15

6. 「年度当初の届出」に関する問い合わせ先については、仙台市障害福祉サービス指導課となります。

スライドの連絡先にお問い合わせ願います。

問合せの際は、「事業所名」と「事業所の担当者名」、「実施しているサービス名」をお伝えいただいた上で、「問合せの内容」を話していただくと対応がスムーズですので、ご協力をお願いします。

また、メールで問い合わせる場合は、回答に時間がかかりますのでご了承ください。

本講義の説明は以上となります。